

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団電話設備賃貸借に関する契約書（案）

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「発注者」という。）と契約業者名（以下「受注者」という。）とは、電話設備（以下「装置」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約（地方自治法234条の3の例による長期継続契約）を締結する。

（契約対象装置及び設置場所）

第1条 契約対象装置及び設置場所は別記のとおりとする。

（契約期間）

第2条 この契約により賃貸借する装置の納期及び賃貸借期間は、下記のとおりとする。

（1）納期

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

（2）賃貸借期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料には、装置の搬入設置工事費、保険料及び固定資産税、並びに保守料金を含むものとする。

2 この契約における賃貸借及び保守に係る料金（以下「賃貸料」という。）は、総額契約金額円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額消費税額円）とする。ただし、各会計年度における賃貸借料の年額は、次のとおりとする。

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）金契約年額円

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）金契約年額円

令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）金契約年額円

令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）金契約年額円

令和11年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日）金契約年額円

令和12年度（令和12年4月1日～令和13年3月31日）金契約年額円

3 装置の賃貸借料は、令和7年4月1日から起算し解約した日までを算出する。この場合、賃貸借期間に1ヶ月未満の端数を生じた時は、次式により算出した額とする。

月額賃貸借料÷当月の暦日数×当月使用可能日数（日曜祝日含む。）＝当月の賃貸借料

※賃貸借料に円位未満の端数が生じた場合は、円位未満は切り捨てるものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号の規定により減免できる場合のほかこれを徴する。

(賃貸借料の支払方法)

- 第5条 第3条に定める賃貸借料は月払いとする。各会計年度における月払いの額（以下「月額」という。）は、第3条に規定する当該会計年度の賃貸借料の年額に当該年度の契約月数を乗じて得た額とし、1円未満の端数については、すべて当該会計年度の最初の月の月額に加算するものとする。
- 2 受注者は、当該月の月額の賃貸借料を翌月以降に発注者に請求し、発注者は受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 3 発注者は、月の中途において契約の解除をした場合は、契約解除日までの実日数に応じて日割計算した額を受注者に支払うものとする。

(装置の引渡)

- 第6条 受注者は、令和7年4月1日までに装置を使用できる状態に据付、調整を行い発注者に引渡すものとする。

(権利・義務の移転禁止)

- 第7条 受注者は、本契約によって生ずる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(装置の設置場所の移転)

- 第8条 発注者は装置を第1条の設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ文書によって受注者に通知するものとする。

(装置の表示)

- 第9条 受注者は、装置に受注者の所有物である旨の表示を付する。

(装置の損害保険)

- 第10条 受注者は、装置に賃貸借期間中、継続して動産総合保険（天災を除く）を付保するものとし、物件の盗難等の事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知するものとする。

(遅滞損害金)

- 第11条 受注者の責めに帰する事由により第2条に定める賃貸借期間までに引渡しを完了することができない場合においては、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、遅滞日数に応じて1年につき契約金額の2.5パーセントに相当する額とする。

(善管義務)

- 第12条 発注者は、装置を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 発注者の故意もしくは過失によって修理又は調整の必要が生じたときは、それらの修理費又は調整費用は、発注者が負担するものとする。
- 3 前項の場合において、前条による動産総合保険の保険金で、填補される額は、その限度において発注者は、その負担を免れることができるものとする。

(保守業務内容)

- 第13条 発注者は、装置の正常な運転を維持するための保守を受注者に委託し、受注者はこれを受任する。保守業務内容は次のとおりとする。
- (1) 修理保守 装置に不具合が発生した場合、受注者は発注者の要請により修理、調整、部品交換等の作業を行う。

(適用除外)

第14条 次の各号に定める発注者の責に帰すべき事項は、本契約の範囲に含まないものとする。

- (1) 発注者の要請による装置の移設及び廃止・撤去に関する作業
- (2) 発注者の要請による装置の改造、プログラム開発、業務分析、業務の立会い
- (3) 受注者及び受注者の代行業者以外の者による修理ならびに改造に起因する故障及び損傷
- (4) 受注者への連絡無しに行われた移設、移動に起因する故障及び損傷
- (5) 発注者の不適切な装置の使用または取扱いにより生じた故障及び損傷
- (6) 天災、地変その他不可抗力の原因により生じた故障及び損傷
- (7) 受注者の指定以外の消耗品等を使用、または消耗品の保管不備による装置の障害及び損傷
- (8) 装置の改造、オーバーホール等の作業及びその作業に伴う部品代
- (9) 部品の損失
- (10) インク、用紙等の消耗品

(適用除外項目該当装置の作業)

第15条 前条各号の何れかの事由により作業が発生した場合、発注者は受注者に対しこれを依頼することが出来る。但し、発注者受注者間で実施時間、料金等を決定した上で当該作業を行い、発注者は受注者に所定の代金を支払うものとする。

(保守時間帯)

第16条 本契約の保守時間は月曜日～金曜日9：00～17：00とし、土日曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、予め発注者に通知した受注者の休日を除く。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、納品時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第18条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

- 3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 第三者より、仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

(2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

(3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

(4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

- 2 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。

(2) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができな

いとき。

(4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 第7条の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。

(8) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除条項)

第21条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は賃貸借料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第24条 受注者は、仕様変更等により賃貸借料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(賃貸借物件の回収)

第26条 本契約の賃貸借期間が終了し、又は賃貸借を解除された場合は、受注者は賃貸借物件を速やかに回収しなければならない。なお、これにかかる費用は受注者が負担するものとする。

2 前項の場合、受注者は賃貸借期間終了から1ヶ月以内に、発注者の承認を得た方法で賃貸借物件である機器の内部記憶装置内のデータを復元できなくなるよう処理しなければならない。

(秘密保持)

第27条 発注者及び受注者、又は受注者の指定した者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た相手方の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第28条 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の取扱いについて、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第29条 本契約に定めのない事項、またはこの契約の履行につき疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議するものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 福岡県久留米市東櫛原町1713番地
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団
理 事 長 西牟田 龍治

受注者

別記

契約対象装置

品名	数量	月額賃貸借料
電話交換機	1台	契約月額円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 消費税額円)
電話機	30台	

設置場所

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所 (福岡市博多区吉塚本町13-50)